

# 建築士事務所の監督処分等の基準

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築安全課  
平成 19 年 8 月 16 日

## 1 趣旨

この基準は、大阪府知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対する、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。（以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による監督処分等について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語

この基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「登録取消し」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による登録の取消しをいう。
- (2)「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定による戒告をいう。
- (4)「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定による処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

## 3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するとき等は、迅速かつ厳正に監督処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行う。

## 4 処分等の基準

### (1) 一般的基準

処分等の内容の決定は、別表第 1 の基準に従い行う。

ただし、その情状を斟酌し決定するものとし、情状の軽重を判断するに当たっては、次の事項を総合的に勘案する。

- ①行為者の意識（悪意の有無等）
- ②行為の態様（内容が軽微であるか、常習的か等）
- ③是正等の対応（速やかに是正しているか等）
- ④社会的影響（刑事訴追されているか等）
- ⑤その他考慮すべき事項

### (2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も重い処分を基準として情状を斟酌し、内容を決定する。（例えば、一の行為が、文書注意に相当する処分事由と戒告に相当する処分事由に該当する場合は、戒告を基準とする。）

ただし、同一の処分事由に該当する二以上の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、一の行為とみなして処分等の内容を決定することができる。

### (3) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書注意にあっては、2 年を経過しないものに限る。）を受けている建築士事務所の開設者等に対しては、別表第 2 の基準に従い処分等の内容の決定を行う。

## 5 附則

- (1) この基準は、平成19年8月16日から実施する。
- (2) 建築士事務所の監督処分基準（平成12年9月4日施行）は廃止する。

### (別表第1)

処分事由	処分等の基準
法第26条第1項の各号のいずれかに該当するとき	登録の取消し
法第26条第2項の各号のいずれかに該当するとき	
1 第1号に該当するとき <u>建築士事務所の開設者が第23条の4第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき</u> (1) 法第23条の4第2項第1号に該当するとき ① 法第8条第1号に該当するとき ② 法第8条第2号に該当するとき (2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき	戒告、閉鎖又は登録の取消し 戒告、閉鎖又は登録の取消し (1)に準じた処分
2 第2号に該当するとき <u>建築士事務所の開設者が第23条の5第1項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</u>	文書注意、戒告又は閉鎖
3 第3号に該当するとき <u>建築士事務所の開設者が第24条の2から第24条の8までの規定のいずれかに違反したとき</u>	文書注意、戒告又は閉鎖
4 第4号に該当するとき <u>管理建築士が第10条第1項の規定による処分を受けたとき</u>	管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
5 第5号に該当するとき <u>建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、第10条第1項の規定による処分を受けたとき</u>	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置づけ等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖
6 第6号から第8号までのいずれかに該当するとき (1) <u>管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、第3条第1項若しくは第3条の2第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき</u> (2) <u>建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、第3条第1項若しくは第3条の2第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき</u> (3) <u>建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項の規定又は第3条の2第3項（第3条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき</u>	戒告又は閉鎖

7	第9号に該当するとき <u>建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく大阪府知事の処分に違反したとき</u> (1) 閉鎖命令に違反したとき (2) 法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	登録の取消し 戒告又は閉鎖
8	第10号に該当するとき <u>前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき</u>	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し

備考

- 1) 法23条の6の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した場合は、法第26条第2項第10号に該当するものとする。
- 2) 平成27年6月25日に表中の下線部を追記したが、処分事由に変更はない。

(別表第2)

別表第1の基準による 処分の内容	処分等の基準	
1 文書注意	(1) 過去に一度処分等を受けているとき	戒告
	(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき	閉鎖
2 戒告	(1) 過去に一度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖
	(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき	3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し
3 閉鎖	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し	
4 登録取消し	登録の取消し	